

「賃金構造基本統計調査」を実施します

厚生労働省

厚生労働省では、「令和元年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様に厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。厚生労働省ホームページから入力支援機能付きExcel形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。

最後に、長きにわたり調査計画と異なる取り扱いを行っていたことについてご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。皆様にご尽力いただいて作成している統計の重要性に変わりは無く、調査の実施に何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索



政統賃発 0620 第 2 号
令和元年 6 月 20 日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 様

厚生労働省賃金福祉統計官


令和元年賃金構造基本統計調査の実施についての
協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、当調査において、長年にわたり統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いを行っていたことについて、国民の皆様、調査に御協力いただいている皆様に御迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和 23 年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、一定の方法により抽出した事業所を調査の対象としております。

調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしており、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添 1 「調査計画」及び別添 2 「調査票」に基づき、令和元年 6 月分の賃金等について調査することとしております。また、参考として、調査対象事業所に配布する「記入要領」及び「挨拶状」を添付いたします。

つきましては、貴団体傘下企業に係る調査の対象となりました事業所における円滑な調査実施に格別の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴団体の広報誌・メールマガジン等で広報文の掲載をお願いできましたら幸いです。
参考までに原稿を用意いたしましたのでよろしくお取り計らいくださいますよう併せてお願ひ申し上げます。

【担当】

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付
参事官付 賃金福祉統計室 賃金第三係 五阿彌 塩原 斎藤
電話番号：03-5253-1111（内線 7658, 7659）
メールアドレス：chinkou@mhlw.go.jp

全建労発第24号
令和元年7月1日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞
(公印省略)

令和元年賃金構造基本統計調査の実施についての協力依頼について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省賃金福祉統計官から、別添のとおり、令和元年賃金構造基本統計調査の実施に対する協力依頼がありました。

この調査は、労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として実施されるもので、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、重要な資料となっております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴協会傘下企業にかかる調査の対象となりました事業所における円滑な調査実施に格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

また、別添『「賃金構造基本統計調査」を実施します』の広報文の広報誌等への掲載につきましても、ご協力いただければ幸いです。

以上

担当：労働部 又木